

様式12



令和6年6月27日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

主たる事務所の所在地

茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3690 番地の

2

ハナホウカイ
 医療法人社団 八峰会
 理事長 池田 八郎 印
 電話 0297 (64) 1152

決 算 届

令和5年4月1日から 令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 八峰会
- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 茨城県龍ヶ崎市貝原塚町3690番地2
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和59年7月10日
- (4) 設立登記年月日 昭和60年2月26日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	池田 八郎	
理事	池田 登志子	
同	横山 奈穂子	涼風苑管理者
同	横山 卓剛	
同	稻津 真利子	
同	稻津 宏紀	
監事	横田 富子	
評議員		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載す

(別 紙)
様式 1

ること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	池田病院	0810036	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3690番地2	精神病床 172床
介護老人 保健施設	涼風苑	0850880014	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3689番地	入所定員 100名 通所定員 30名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
龍ヶ崎市東部地域包括支援センター 涼風苑 【龍ヶ崎市より委託】	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3689番地	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年5月19日 令和5年度決算の決定

令和6年度事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 八峰会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県龍ヶ崎市貝原塚町3690番地2

財産目録

(令和6年3月31日現在)

1. 資産額	1,875,644 千円
2. 負債額	227,706 千円
3. 純資産額	1,647,938 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	550,086
B 固定資産	1,325,558
C 資産合計	(A+B) 1,875,644
D 負債合計	227,706
E 純資産	(C-D) 1,647,938

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(■ 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(■ 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-1

法人名 医療法人社団 八峰会
 所在地 茨城県龍ヶ崎市貝原塚町3690番地2

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	550,086	I 流動負債	74,184
現金及び預金	341,038	買掛金	4,001
医業未収金	202,711	未払金	40,848
たな卸資産	5,207	預り金	13,514
貯蔵品	845	入院保証金	11,360
前払費用	1,501	未払法人税など	1,782
貸倒引当金	△1,216	未払消費税等	2,679
II 固定資産	1,325,558		
1 有形固定資産	1,306,898		
建物	893,991		
付属設備	259,426		
構築物	24,799		
医療機器	1,341	II 固定負債	153,522
車両運搬器具	5,134	長期借入金	153,522
什器備品	11,166		
土地	44,413		
建設仮勘定	66,628		
2 無形固定資産	929		
電話加入権	929	負債合計	227,706
3 その他の資産	17,731	純資産の部	
長期前払費用	968	I 資本金	44,210
出資証金	10	II 利益剰余金	1,603,728
保繕延資産	3,521	別途積立金	350,000
	13,232	当期未処分利益	1,253,728
		(うち当期純利益又は当期純損失)	38,787
資産合計	1,875,644	純資産合計	1,647,938
		負債・純資産合計	1,875,644

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人社団 八峰会
 所在地 茨城県龍ヶ崎市貝原塚町3690番地2

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,456,726
2 事業費用	
材料費	211,702
給与費	890,707
委託費	86,590
設備関係費	123,173
研究研修費	2,515
経費	123,210
	1,437,897
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
	事 業 利 益
	18,829
II 事業外収益	
受取利息	2
補助金収入	17,862
自販機等売上	645
雑収入	13,947
	32,456
III 事業外費用	
支払利息	693
自販機等仕入れ	693
雑損失	600
	1,986
	経常利益
	49,299
IV 特別利益	
貸倒引当金戻入	71
V 特別損失	
税引前当期純利益	49,370
法人税等	10,583
当期純利益	38,787

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 八峰会

理事長 池田 八郎 殿

私（注1）は、医療法人社団八峰会の 令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月19日
医療法人社団 八峰会
監事 横田 富子 ㊞

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。